

平成30年度
越谷市立病院運営審議会

平成30年7月2日（月）

～ 市立病院 西棟3階 第2・3会議室 ～

目 次

市立病院運営審議会委員名簿	1
越谷市立病院運営審議会条例	2
議事	3
1 越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について	3
・ 県内国公立病院並びに近隣私立病院の状況	4
・ 越谷市立病院の診療費等に関する条例	5

市立病院運営審議会委嘱者名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名	選出区分	選出団体	備考
1	トサカ カオル 登坂 薫	第1号委員 (医師代表)	市医師会	登坂耳鼻咽喉科医院
2	ハラ スナオ 原 直	〃	〃	ハラクリニック
3	オオコシ キョウジ 大越 恭二	〃	〃	大越医院
4	サメジマ ヒロタケ 鮫島 弘武	〃	〃	さめしま整形外科
5	アマクサ タイリク 天草 大陸	〃	〃	リハビリテーション天草病院
6	イチカワ ジュンジ 市川 純二	〃	〃	市川胃腸科外科病院
7	マツモト ヨシヒサ 松本 佳久	〃	〃	松本クリニック
8	マツダ シゲゾウ 松田 繁三	〃	〃	松田整形外科
9	アサクラ タカハル 朝倉 隆晴	〃	〃	ひまわりクリニック
10	オオサワ ショウタロウ 大沢 昌太郎	第2号委員 (受益者)	市自治会連合会	
11	タカハシ カズアキ 高橋 和明	〃	市PTA連合会	
12	ムラタ キイチ 村田 奇一	〃	越谷商工会議所	
13	チクゴ ユキエ 筑後 幸恵	〃	埼玉県立大学	
14	ホンマ トモカズ 本間 朝一	〃	市介護保険サービス事業者連絡協議会	
15	フジタ テルコ 藤田 照子	〃	市薬剤師会	
16	トバリ ジュンコ 戸張 純子	〃	市農業協同組合	
17	オガワ ケイスケ 小川 恵介	〃	市歯科医師会	小川歯科医院
18	ムラヤマ カツヨ 村山 勝代	〃	市民生委員・児童委員協議会	

○越谷市立病院運営審議会条例

昭和50年12月24日

条例第48号

改正 平成12年4月11日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市立病院運営審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市立病院の管理運営に関する基本計画の策定及び実施に関し、必要な調査、研究及び審議を行わせるため、越谷市立病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師を代表する者 9人以内

(2) 受益者 9人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、次の場合においてその都度開催する。

(1) 市長の諮問があつたとき。

(2) 建議のため委員の3分の1以上の委員より審議会の開催要求があつたとき。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市立病院事務部庶務課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が審議会にはかつて別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

1 越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正について

1. 第2条第1項第9号に規定する

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）
第2条第4号に規定する初診に要する額の改定について

限られた医療資源の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制の構築を目指していくため、平成28年度診療報酬改定に伴い、特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院においては5,000円（税込み）以上を徴収することが責務となり、平成30年度診療報酬改定では、一般病床を500床以上から400床以上として対象を拡大している状況にあります。

市立病院におきましては、平成15年10月より1,500円を徴収しておりますが、その間の消費税率の引き上げ等による各医療機関での徴収額の見直しにより近隣病院並びに全国平均と比較しても大きく乖離している状況にあります。

つきましては、埼玉県東部保健医療圏における基幹病院としての役割を担い、地域医療連携の更なる推進を図ることを目的として徴収額を改正することを検討することとし、平成28年度本審議会に選定療養に係る初診に要する額の改定について諮問させていただき継続審議となっておりますが、本審議会の答申案を作成していただくため、今回引き続き御審議いただくものです。

県内国公立病院並びに近隣私立病院の状況

平成30年6月現在

県内 国公立病院			近隣私立病院		
病 院 名	一般病床数	金額	病 院 名	一般病床数	金額
(地域医療支援病院) さいたま市立病院	537床	5,400円	(地域医療支援病院) 獨協医科大学埼玉医療センター	873床	8,640円
(地域医療支援病院) 川口市立医療センター	539床	5,400円	(地域医療支援病院) さいたま赤十字病院	638床	5,400円
草加市立病院	380床	2,700円	(地域医療支援病院) 済生会川口総合病院	424床	5,400円
春日部市立医療センター	361床	0円	秀和総合病院	300床	2,000円
(地域医療支援病院) 国立病院機構埼玉病院	350床	5,400円	蓮田病院	250床	3,000円
県立がんセンター	503床	2,700円	春日部中央総合病院	364床	1,500円
(地域医療支援病院) 県立小児医療センター	316床	5,400円	三郷中央総合病院	289床	1,500円
(地域医療支援病院) 県立循環器・呼吸器病センター	292床	2,700円	吉川中央総合病院	218床	1,500円
上記平均	—	3,713円	上記平均	—	3,618円

平成30年度診療報酬改定において、新たに対象となった地域医療支援病院

○越谷市立病院の診療費等に関する条例

昭和50年12月24日条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、越谷市立病院（以下「病院」という。）の診療費その他の費用（以下「診療費等」という。）及びその徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(診療費等)

第2条 診療を受ける者（以下「受診者」という。）又は病院を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定めるところにより、診療を受け、又は利用した際、診療費等を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、別に指定する納期限までに納付することができる。

(1) 診療費 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）（以下これらを「診療報酬算定方法等」という。）により算定した額

(2) 健康診断料（乳児検診及び妊娠検診を含む。） 診療報酬算定方法等に基づく初診料の点数とし、1点の単価を15円とした額

(3) エックス線撮影その他の検査料 診療報酬算定方法等に基づく点数とし、1点の単価を15円とした額

(4) 死体検案料 1件につき6,000円

(5) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又はこれに相当する法律の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

(6) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

(7) 自費による受診者の診療に要した費用 診療報酬算定方法等に基づく点数等とし、点数の場合は1点の単価を20円とした額

(8) 特別病室を使用した場合の室料差額 使用した特別病室の種別に応じ、別表第1に定める額

(9) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に要する額 1,500円

(10) セカンドオピニオン相談（他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。）に係る費用 1回につき相談時間30分以内は10,000円、30分を超えるときは10,000円に30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに5,000円を加算した額

(11) 市長が別に定める駐車場を使用した場合の使用料 別表第2に定める額

(12) 診療上特に費用を要するもの 実費